

八戸十和田トレイルシンボルマーク等使用規程

環境省東北地方環境事務所

令和8年4月7日

環境省、青森県、八戸市、十和田市、南部町、五戸町は、三陸復興国立公園と十和田八幡平国立公園をつなぐ八戸十和田トレイルの活用を推進しており、そのトレイルをより多くの人々に親しみを持っていただくためロゴマーク、ロゴタイプ、シンボルマーク（以下「シンボルマーク等」という。）を決定し、運用することとした。

そのため、シンボルマーク等及び関連する啓発用素材の普及と利用を促進するために、使用規程を次のとおり定める。

（趣旨）

第1条 本規程は、環境省にて著作権を有する八戸十和田トレイルシンボルマーク等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ロゴマーク 八戸十和田トレイルを象徴する図案（イラスト部分）であって、別添1に定めるデザインをいう。
- （2）ロゴタイプ 八戸十和田トレイルの名称を一定のデザインで表示した文字であって、別添1に定めるデザインをいう。
- （3）シンボルマーク ロゴマーク及びロゴタイプを組み合わせる一体として使用するデザインの総称をいう。
- （4）標準シンボルマーク ロゴマークとロゴタイプを組み合わせたもののうち、別添1で例示する推奨デザインをいう。

（使用できる者）

第3条 シンボルマーク等を使用できる者は、八戸十和田トレイルの趣旨に賛同する団体又は個人とする。

（禁止事項）

第4条 シンボルマーク等の使用者（以下「使用者」という。）は、次の事項に該当する使用又は該当するおそれがある使用を行ってはならない。

- （1）商品名、サービス名、その他商品・サービス等の商標として使用し、環境省の

認定、許可等を受けたものと誤解を与える使用。ただし、環境省の承認を得たときは、この限りでない。

- (2) 八戸十和田トレイル及びシンボルマーク等の信用又は品位を害する使用
- (3) 法令及び公序良俗に反する使用
- (4) 特定の政治、思想、宗教及び募金の活動に関する使用
- (5) 特定の個人又は団体の売名に関する使用
- (6) 第三者に対する誹謗中傷、差別等、利益を害する行為に繋がる使用
- (7) 名誉毀損、詐欺等、第三者の権利を侵害する使用
- (8) 提供する商品やサービスの品質を担保又は証明するための使用
- (9) 実体のない団体、氏名（本名）を表示していない個人による使用
- (10) 反社会的勢力に関連付けた活動に関する使用
- (11) その他東北地方環境事務所長が不適切な使用であると判断する使用

（使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、シンボルマーク等の使用にあたり、別添2に定める使用上の遵守事項に適合するよう使用しなければならない。

- 2 使用者は、ロゴマーク及びロゴタイプの基本的な形状（縦横比の変更、変形、一部の切除等）を変更して使用してはならない。
- 3 使用者は、シンボルマーク等を使用する際、標準シンボルマークの使用が推奨されていることに留意する。
- 4 使用者は、前2項の規定にかかわらず、シンボルマーク等のデザインの意図や品位を損なわない範囲において、ロゴマークとロゴタイプの大きさや組合わせを任意に変更することができる。
- 5 使用者は、第4条各号に該当しない限りにおいて、ロゴマークに、ロゴタイプ以外の任意の書体や文字を組み合わせ使用することができる。
- 6 使用者は、シンボルマーク等の色を別添1に定める標準カラーが推奨されていることに留意する。ただし、第4条各号に該当せず、デザインの意図や品位を損なわない範囲において、任意の色に変更することができる。

（使用者の責務）

第6条 使用者は、信義に従い、誠実に本規程を遵守しなければならない。

- 2 使用者は、シンボルマーク等の使用に関する第三者との係争、審判、訴訟等が発生した場合は、その全ての負担を当該係争等内において解決しなければならない。
- 3 使用者は、シンボルマーク等の使用に関して第三者に損害を与えた場合は、当該使用者がその損害について全ての責任を負わなければならない。また、この場合において、環境省及び第三者は一切の損害、損失及び責任を負わないものとする。
- 4 使用者は、シンボルマーク等の使用に関する使用方法、表現方法等に関する全て

の責任を負わなければならない。また、この場合において、環境省は一切の責任を負わないものとする。

(使用承認)

第7条 使用者は、原則としてシンボルマーク等の使用に関して環境省の承認を得ることを要しない。ただし、次に掲げる場合においては、シンボルマークを使用しようとする者は、事前に別紙様式にて東北地方環境事務所に使用を申請し、承認を得なければならない。

- (1) 第4条第1号に該当する使用を行う場合
- (2) 営利を目的とした商品、イベント等で使用を行う場合
- (3) その他、東北地方環境事務所が必要と認めた場合

2 前項ただし書きの場合において、シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に際し、申請内容が確認できる書類を添付しなければならない。なお、東北地方環境事務所から書類の添付の指示があった場合も同様とする。

3 東北地方環境事務所は、第1項ただし書きの申請について、申請内容が本規程の規定に適合するか審査し、その使用目的が八戸十和田トレイルの普及、啓発、利活用、維持管理の推進等に資するものと認める場合にシンボルマーク等の使用を承認する。

4 東北地方環境事務所は、申請内容に応じて、使用承認の期間を申請の日から5年以内で定める。

(収益等の活用)

第8条 前条第1項第2号の場合において、収益等が生じたときは、当該使用者は、収益等を活用し、八戸十和田トレイルの普及啓発や路線の保全活動に協力するよう努力するものとする。

(改善の指示等)

第9条 東北地方環境事務所は、本規程に従わない場合や第4条に抵触するおそれを確認した場合は、当該使用者に対し、使用の改善や差し止めを指示することができる。

2 東北地方環境事務所は、当該使用者が前項の指示に従わない場合は、当該使用者の公表、シンボルマーク等を使用した媒体の削除又は回収の要請等、必要な措置を講ずる。

3 環境省は、前2項の対応により使用者に損害が生じてもその責めを負わない。

(権利)

第10条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、環境省に帰属する。

附 則（令和８年４月７日施行）
この規程は、令和８年４月７日から施行する。

別添1（第2条関係）

ロゴマーク、ロゴタイプ、標準シンボルマークのデザイン

1 基本使用パターン

（1）ロゴマーク（基本形）



（2）ロゴタイプ（基本形）

**八戸十和田
トレイル**

（3）標準シンボルマーク

ロゴマーク&ロゴタイプ
基本セット|日本語表記



**八戸十和田
トレイル**



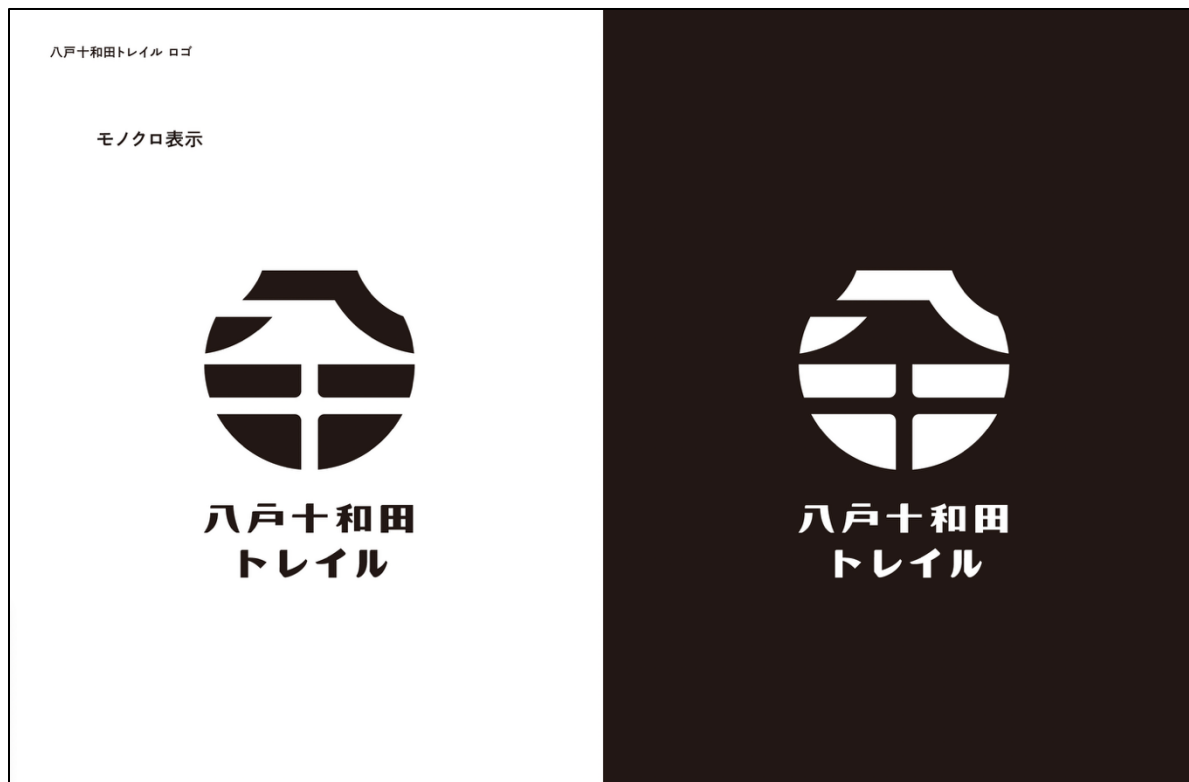
八戸十和田
トレイル

2 標準カラー指定

(1) 標準カラー（朱色）

 八戸十和田 トレイル CMYK: C14/M87/Y90 RGB: R223/G72/B64 日本の伝統色: 朱色(DIC-N731) DICカラー: DIC198 PANTONE: 7417C/7417U	 八戸十和田 トレイル CMYK: C14/M87/Y90 RGB: R223/G72/B64 日本の伝統色: 朱色(DIC-N731) DICカラー: DIC198 PANTONE: 7417C/7417U
---	---

(2) 黒色、白抜き表現



3 オリジナルデザインの意図

シンボルマークの作者がシンボルマークのデザインに意図した要素は、次のとおりである。

- (1) 山と田んぼ・道を抽象化し図案化
- (2) “八”のフォルムで山、谷と外輪山から裾野への広がり表現
- (3) “十”は地と図を反転させる手法で田んぼ・道を表現
- (4) 地域特性の意見から集約された色使い
- (5) 自然に馴染みながらも標識としての認知しやすさを考慮した

別添2（第5条関係）

八戸トレイルシンボルマーク等の使用上の遵守事項

1 シンボルマークと名称

（1）余白

ロゴマークの独立性を保つため、ロゴマークの周りに余白を取ること。
また、原則として余白内に文字や図形などを入れることはできない。

・基本セット



(2) 使用基準

ア 背景が濃い色や写真の場合、白抜きとすること。

ただし、背景が薄い色や背景の場合、白抜きは不要とすることができる。

カラー設定 | 背景色との関係

	白背景 K100%	明るい背景 〜K40%まで	暗い背景 K40%〜100%
2色表示の場合	 八戸十和田 トレイル	 八戸十和田 トレイル	 八戸十和田 トレイル
単色表示の場合	 八戸十和田 トレイル	 八戸十和田 トレイル	 八戸十和田 トレイル

ロゴが明確に識別できるよう背景色との関係を定めます。上の表はロゴが背景色との関係における基準を示したものになり、各使用時においての判断基準の例示です。グレースケールでの基準表示ですが、有彩色でも同様の判断をしてください。

イ ロゴマーク及びロゴタイプは、変形しないこと。

形の上での誤用例



ロゴタイプの間隔を変えてはならない



変形してはならない

シンボルマークは、強烈な背景や他のデザイン要素の上に表示して使用しないこと。

不適切な使用例



著しく視認性の低い背景上に表示してはならない

(3) 展開例

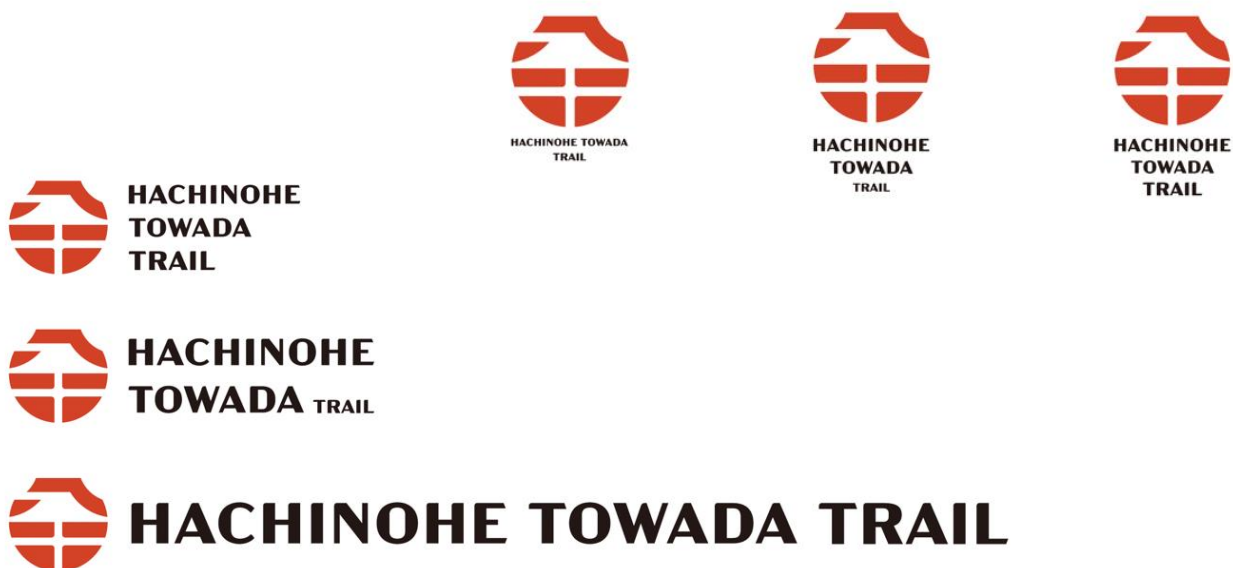
セットバリエーション | 日本語表記

掲載する媒体のサイズや比率に応じて、文字視認性や審美性の適したものを 사용합니다



セットバリエーション | 和英併記

掲載する媒体のサイズや比率に応じて、文字視認性や審美性の適したものを使用します



セットバリエーション | 和英併記

掲載する媒体のサイズや比率に応じて、文字視認性や審美性の適したものを使用します



2 その他

- (1) 上記 1 以外の環境省で著作権を有する八戸十和田トレイルに関する啓発用素材を使用する場合は、事前に東北地方環境事務所に相談し、その指示に従うこと。
- (2) 遵守事項の判断に際し疑義がある場合は、東北地方環境事務所に相談すること。

別紙様式（第7条関係）

八戸十和田トレイルシンボルマーク等使用承認申請書

元号____年____月____日

東北地方環境事務所長 殿

団体名及び

代表者氏名

住所 〒

次のとおり八戸十和田トレイルシンボルマーク等使用承認を申請します。

使用に際しては、八戸十和田トレイルシンボルマーク等使用規程を遵守します。

1 商標使用及び営利目的の有無

（1）商品名、サービス名その他商品、サービス等の商標として使用の有無

☐ 有 ☐ 無

（2）営利を目的とした使用の有無

☐ 有 ☐ 無

（3）営利目的が有る場合の収益等の活用方法

--

（4）収益等の活用方法について、環境省による公表が可能ですか

☐ 可能 ☐ 不可能

可能である場合に、公表等に関する条件等があれば記入してください

--

2 使用目的

--

3 使用方法

--

4 使用期間

承認の日から元号____年____月____日まで

※申請日から5年以内

5 添付資料

--

7 担当者等連絡先

部 署 名

責任者名

担当者名

電 話

メ ー ル

以下、環境省使用欄

1 チェック項目

八戸十和田トレイルシンボルマーク等使用規程の

☐ 第4条（禁止事項）に該当しない

☐ 第5条（使用上の遵守事項）に適合する

2 添付書類

☐ 不足無

☐ 不足有 → 追加提出書類の指示

--